

## 資 料 目 録

企業における法曹有資格者の活動  
領域の拡大に関する分科会（第1回）  
平成25年10月29日（火）  
16：30～18：30

資料1	企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会（第1回）出席者名簿	1
資料2	「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の設置について」及び「同懇談会運営要領」（平成25年9月24日法務大臣決定）	3
資料3	「企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会の設置について」及び「同分科会運営要領」（平成25年10月11日法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会決定）	7
資料4	法曹養成制度検討会議取りまとめ（抜粋）	11
資料5-1	法曹養成制度改革の推進について〈概要〉	17
資料5-2	法曹養成制度改革の推進について（平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定）	19
資料6	法曹養成制度改革推進会議の開催について（平成25年9月17日閣議決定）	23
資料7	法曹養成制度の検討体制	25
資料8	法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（イメージ）	27
資料9	法曹有資格者の活動領域拡大に向けた試行方策等について	29
資料10	ひまわりキャリアサポートオフィス（仮称）設置事業（イメージ）	41
資料11	ひまわり求人求職ナビ・就職説明会関連資料	43
資料12	企業で活躍できる弁護士を養成するモデルカリキュラム策定事業（パイロット事業・イメージ）	49
資料13	慶應義塾大学大学院法務研究科企業内リーガルセクションワークショッププログラム（2・3年）	51

資料14 女性企業家と協働する女性弁護士プラットフォーム事業 ……55  
(イメージ)

別冊 「弁護士のための華麗なるキャリアプラン挑戦ガイドブック」  
(パンフレット)

別冊 「そこが知りたい企業内弁護士の10問10答」(パンフレット)

企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会（第1回）出席者名簿  
（平成25年10月29日）

公益社団法人経済同友会常務理事	岡野貞彦（座長）
昭和シェル石油株式会社常務執行役員，経営法友会幹事	井上由理
内閣官房法曹養成制度改革推進室参事官	中西一裕
内閣官房法曹養成制度改革推進室参事官補佐	佐熊真紀子
法務省大臣官房司法法制部参事官	鈴木昭洋
法務省大臣官房司法法制部付	梶山太郎
一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部主幹	和田照子
日本組織内弁護士協会理事	木内秀行
日本弁護士連合会事務総長付特別囑託	伊東卓
日本弁護士連合会法科大学院センター副委員長， 弁護士業務改革委員会企業内弁護士小委員会幹事	矢部耕三

オブザーバー

文部科学省

経済産業省



## 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の設置について

〔平成 25 年 9 月 24 日〕  
〔法 務 大 臣 決 定〕

「法曹養成制度改革の推進について」（平成 25 年 7 月 16 日法曹養成制度関係閣僚会議決定）第 2 を踏まえ、法曹有資格者の活動領域について更なる拡大を図る方策等を検討するため、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（以下「有識者懇談会」という。）を設け、その運営に関して以下のように定める。

- 1 有識者懇談会の構成員は、別紙のとおりとする。
- 2 有識者懇談会は、法曹養成制度検討会議取りまとめ第 1 の内容を踏まえつつ検討を行う。
- 3 有識者懇談会は、必要に応じて、内閣官房法曹養成制度改革推進室に対し、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組状況等について報告する。
- 4 有識者懇談会の設置期間は、平成 27 年 7 月 15 日までとする。
- 5 有識者懇談会の庶務は、内閣官房及び日本弁護士連合会との緊密な連携の下で法務省が処理する。

以 上

別 紙

座長

大 島 正太郎 元WTO上級委員会委員，株式会社国際経済研究所理事長，  
東京大学大学院法学政治学研究科客員教授

構成員

泉 房 穂 全国市長会評議員，明石市長  
岡 野 貞 彦 公益社団法人経済同友会常務理事  
田 島 良 昭 社会福祉法人南高愛隣会理事長

## 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会運営要領

〔平成25年9月24日〕  
〔法務大臣決定〕

- 1 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（以下「有識者懇談会」という。）は、座長が招集する。
- 2 座長は、議事を整理する。
- 3 座長は、座長代理を指名する。座長代理は、座長が欠席の場合にその職務を代理する。
- 4 有識者懇談会の会議は報道機関に公開し、会議資料及び議事録は会議終了後速やかに、法務省のウェブサイトにおいて公開する。ただし、座長は、公開することが相当でないと認めるときは、これらを非公開とすることができる。
- 5 前4項に定めるもののほか、有識者懇談会の運営に関する事項は、座長が定める。

以上





企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会の設置について

〔平成25年10月11日〕  
法曹有資格者の活動領域の拡大に  
関する有識者懇談会決定

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（以下「有識者懇談会」という。）における議論を充実させるため、企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会（以下「分科会」という。）を設置し、その運営に関して以下のように定める。

- 1 分科会の構成員は、別紙のとおりとする。
- 2 分科会は、企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する試験的かつ実践的な取組を企画，立案，実施するとともに，それらの取組状況を分析・検討し，有識者懇談会に報告する。
- 3 分科会は，法務省及び日本弁護士連合会が共催する。

以 上

## 別 紙

(座 長)

岡 野 貞 彦 公益社団法人経済同友会常務理事

(構成員)

井 上 由 理 昭和シェル石油株式会社常務執行役員，経営法友会  
幹事

片 山 直 也 慶應義塾大学大学院法務研究科委員長・教授

内閣官房

法務省

一般社団法人日本経済団体連合会

日本組織内弁護士協会

日本弁護士連合会

(オブザーバー)

文部科学省

経済産業省

## 企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会運営要領

〔平成25年10月11日〕  
法曹有資格者の活動領域の拡大に  
関する有識者懇談会決定

- 1 企業における活動領域の拡大に関する分科会（以下「分科会」という。）は、座長が招集する。
- 2 座長は、分科会の議事を整理する。
- 3 座長は、座長代理を指名することができる。座長代理は、座長が欠席の場合にその職務を代理する。
- 4 前3項に定めるもののほか、分科会の運営に関する事項は、分科会の座長が定める。

以 上



**法曹養成制度検討会議取りまとめ  
(抜粋)**

## 第1 法曹有資格者の活動領域の在り方

- 法曹有資格者の活動領域は、広がりつつあるものの、その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にあることを踏まえ、更なる拡大を図るため、第4で述べる新たな検討体制の下、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、その下に企業、国・地方自治体、福祉及び海外展開等の各分野別に分科会を置くべきである。

各分科会は、各分野における法曹有資格者の活動領域拡大に向けた関係者の具体的な取組の実施状況や試行的取組の実践状況について、後述する有識者会議の助言等も踏まえて分析・検討し、次なる取組の実施・実践に役立てるべきである。有識者会議は、分科会の議論等をフォローアップして意見交換等を通じて問題意識を共有した上で分科会に対して助言等を行うべきである。第4で述べる新たな検討体制においては、有識者会議から、各取組状況等について報告を受けて総括的な検討を行い、活動領域の拡大を図っていくものとするべきである。
- 企業内の法曹有資格者は、企業にとって、案件の始めから終わりまで一貫して関与させ、その専門性を機動的に活かすことが可能となるなど、社外弁護士とは異なる役割・有用性が認められる。前記有識者会議の下で、企業における法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に向けて、「企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどして、関係機関・団体が連携して、企業における法曹有資格者の役割・有用性の周知、企業で勤務する意義についての法曹有資格者等の意識改革に向けた取組などを積極的に行うことが重要である。
- 国家公務員については、これまで法曹有資格者を採用してきたところ、新たな採用試験体系の中でも、司法試験合格者を対象とする総合職試験の院卒者試験（法務区分）を新設しており、今後とも、有為な人材について、行政への関心を高め、公務に取り込んでいくことが重要である。また、国会関係機関においても、法曹有資格者の積極的な活用が期待される。
- 地方分権改革や情報公開制度の浸透、住民の権利意識の変化等に伴い、地方自治体において法曹有資格者を活用する必要性・有用性が認められることから、前記有識者会議の下で、「地方自治体における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどして、関係機関・団体等が連携して、法曹有資格者の意識改革や能力向上のための取組、地方自治体における法曹有資格者の必要性・有用性の周知に向けた取組等を積極的に行うことが重要である。また、地方自治体を中心とした地域における福祉や教育等の様々な分野に着目した活動領域の開拓や弁護士過疎・偏在の解消に積極的に取り組むことが重要である。
- 法テラスの常勤弁護士の活動を通じ、福祉分野など弁護士の関与が必要な領域の開拓をなお一層図る必要がある。常勤弁護士の所要の態勢の確保が必要である。
- 刑務所出所者等の社会復帰等に果たす弁護士の法的支援が必要かつ有用で

あるところ、これを充実・強化するなどの観点から、弁護士、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター（法テラス）等との連携方策について検討すべきである。

- 日本の弁護士が個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定等において一定の役割を果たすことが期待されることから、前記有識者会議の下で、「海外展開総合支援協議会」を分科会として位置付けるなどして、関係機関・団体等の連携の下、公的分野におけるものも含め、日本の弁護士の海外展開を促進する。また、日本の弁護士が国際案件処理についての能力向上に努めつつ、海外展開業務を充実させる必要がある。

- ・ 司法制度改革審議会意見書では、「法の支配」を全国あまねく実現するため、弁護士の地域的偏在の是正が必要であるとともに、弁護士が、公的機関、企業、国際機関等社会の隅々に進出して多様な機能を発揮する必要があると指摘された。

- ・ これまでの取組を通じ、法曹有資格者の新しい分野における活動が広がりつつあり、各分野について法曹有資格者の必要性や活躍の可能性は概ね認められるが、その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にあることから、更なる拡大を図るため、第4で述べる新たな検討体制の下、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、その下に企業、国・地方自治体、福祉及び海外展開等の各分野別に、後述の意見交換会等を活用するなどして、分科会を置くべきである。

各分科会は、各分野における法曹有資格者の活動領域拡大に向けた関係者の具体的な取組の実施状況や試行的取組の実践状況について、後述する有識者会議の助言等も踏まえて分析・検討し、次なる取組の実施・実践に役立てるべきである。有識者会議は、分科会の議論をフォローアップして意見交換等を通じて問題意識を共有した上で分科会に対して助言等を行うべきである。第4で述べる新たな検討体制においては、有識者会議から、各取組状況等について報告を受けて総括的な検討を行い、活動領域の拡大を図っていくものとするべきである。

- ・ 企業の分野では、企業における法曹有資格者の採用者数がここ数年急増している。企業において、企業法務の役割の重要性の拡大を背景として、法曹養成課程を通じて一定の専門的能力を有し、社内事情に精通する法曹有資格者を社内に置くことにより、案件の始めから終わりまで一貫して関与させ、その専門性を機動的に活かすことが可能となるなど、社外弁護士と異なる法曹有資格者の役割・有用性が認められている結果であると考えられる。もっとも、法曹有資格者の有用性についての企業側の認識や、企業で勤務する意義についての法曹有資格者側の認識は、いずれも十分でないことから、今後、前記有識者会議の下で、企業における法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に向けて、「企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどし、関係機関・団体が連携しながら、企業における法曹有資格者の役割・有用性の周知や法曹有資格者等の意識改革などに向けた取組を積極

的に行うことが重要である。

- ・ 国家公務員の分野では、これまで、国家公務員採用試験や任期付職員制度等により、法曹有資格者を採用してきた。また、平成24年度から実施されている新たな採用試験体系の中でも、司法試験合格者を対象とする総合職試験の院卒者試験（法務区分）を新設した。今後とも、有為な人材について、行政への関心を高め、公務に取り込んでいくことが重要である。また、国会関係機関においても、法曹有資格者の積極的な活用が期待される。
- ・ 地方自治体の分野では、少しずつ法曹有資格者の採用が増えてはいるものの、まだ多いとはいえない。地方分権改革に伴い、地域の実情に応じた独自の政策・条例の制定などに当たり法的な観点からの検討を行う政策法務の役割が重要となっていることや、情報公開制度の浸透・住民の権利意識の変化に伴い、自治体の業務において法的な対応が必要となる場面が増え、法曹有資格者が自治体内に存在することによって、業務の適正化・迅速化を図ることができることなど、地方自治体において法曹有資格者を活用する必要性・有用性は認められる。もっとも、その必要性・有用性についての理解は必ずしも浸透しておらず、更なる拡大のためには、前記有識者会議の下で、「地方自治体における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどし、関係機関・団体の連携の下、法曹有資格者の意識改革や能力向上のための取組、地方自治体における法曹有資格者の必要性・有用性の周知に向けた取組のほか、複数の自治体が共同で法曹有資格者を採用する方法の検討や、自治体が法曹有資格者を採用しやすくするための配慮の検討、地方自治体の理解を得て法科大学院生のエクスターンシップを積極的に実施するなど、法曹有資格者の採用を促進する方策を積極的に進めていくことが重要である。そして、弁護士過疎・偏在対策の問題がある一定の規模の自治体地域内における法的ニーズに応えるために、日本弁護士連合会と日本司法支援センター（法テラス）が連携して、弁護士過疎・偏在の解消に取り組むことが重要である。また、例えば、学校教育を支援する部署、児童虐待対応などを行う部署においては、法曹有資格者を配置することによって適正かつ迅速な業務の遂行が特に期待できることから、地方自治体を中心とした地域における福祉や教育等の様々な分野に着目した活動領域の開拓に積極的に取り組むことが重要である。
- ・ 福祉分野など法的ニーズがありながら、必ずしも一般の弁護士の手が届きにくい分野においては、法テラスの常勤弁護士を活用することにより、弁護士の関与が必要な活動領域の開拓をなお一層進めることも有益である。また、常勤弁護士は、災害の被災者に対する法律相談実施など公益性の高いサービスを組織的かつ迅速に実施し得る存在である。これらの要請に応えるため、常勤弁護士の所要の態勢の確保が求められる。
- ・ 「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月犯罪対策閣僚会議）でも言及されているように、刑務所出所者等の円滑な社会復帰・自立更生には弁護士による法的支援が必要かつ有益であるところ、これを充実・強化するなどの観点から、弁護士、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター（法テラス）等との連携方策について検討すべきである。



- ・ 日本経済のグローバル化が進む中、日本企業の戦略的かつ円滑な海外展開とその維持発展に資するよう、日本の弁護士が個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定等において一定の役割を果たすことが期待されることから、前記有識者会議の下で、「海外展開総合支援協議会」を分科会として位置付けるなどし、関係機関・団体等の連携の下、上記の役割を果たすことに対する日本企業のニーズやこれに応える具体的方法、課題等を検討しつつ、公的分野におけるものも含め、日本の弁護士の海外展開を促進し、日本の弁護士が国際案件処理についての能力向上に努めつつ、海外展開業務を充実させる必要がある。
- ・ 法科大学院においては、学生が上記のような分野に関心を持ち、幅広い知識を得ることができるよう、エクスターンシップ等の取組を充実させるほか、第3の5で述べるように、法曹有資格者に先端的分野等を学ぶ機会を積極的に提供するなど、法曹有資格者の活動領域拡大に向けた積極的な取組を行うべきである。



## 法曹養成制度改革の推進について〈概要〉

平成25年7月16日

項目	担当	事項	期限		
法曹有資格者の活動領域の在り方	第2 法務省/ 閣僚会議	閣僚会議の下に各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る。			
今後の法曹人口の在り方	第3 閣僚会議	あるべき法曹人口について提言をするべくその都度検討するため法曹人口についての必要な調査を行い、その結果を公表	2年以内		
法曹養成課程における経済的支援	第4 1 (最高裁)	可能な限り、第67期司法修習生から、移転料の支給、集合修習期間中の入寮、兼業許可の運用緩和の実施を期待	速やかに		
	文科省	(中教審の審議を速やかに開始) 中教審の審議を踏まえ、公的支援の見直し強化策など、入学定員の削減方策を検討・結論	→ 実施	[結論] 1年以内 [実施] 2年以内	
		閣僚会議	文科省の結論を踏まえ、裁判官及び検察官等の教員派遣見直し方策を検討・結論	↓	[結論] 1年以内
	法務省/ (最高裁)		実施/ (実施を期待)	[実施] 2年以内	
	閣僚会議	文科省等による施策の進展状況等を見つ、法的措置の具体的な制度の在り方について検討・結論		2年以内	
	法科大学院	(2) 文科省	法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院について行う必要な支援を検討・結論	→ 実施	[結論] 1年以内 [実施] 2年以内
		(3) 文科省	(中教審の審議を速やかに開始) 中教審の審議を踏まえ、「共通到達度確認試験(仮称)」の導入について、基本設計・実施を検討		2年以内
			閣僚会議	文科省の検討を踏まえて、「共通到達度確認試験(仮称)」について、その結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することを想定して、制度設計・実施の検討	文科省:その後実施準備→ (5年以内に試行開始目標)
	(4) 文科省	法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入の検討・実施準備		1年以内	
	司法試験	第4 3 (1) 法務省	受験回数制限の緩和(5年以内5回まで)及び短答式試験科目限定(憲法・民法・刑法)について、司法試験法の改正案の立案作業、国会提出		1年以内
(2) 閣僚会議		論文式の試験科目の削減について検討し、結論を得る。		2年以内	
(3) 閣僚会議		予備試験の在り方を検討し、結論を得る。		2年以内	
(4) (法務省司法試験委員会)		司法試験の具体的な方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方について、検討体制を整備することを期待		2年以内	
司法修習	第4 4 (最高裁)	司法修習生に対する導入的教育や、選択型実務修習を含め司法修習内容の更なる充実に向けた検討を行うことを期待		2年以内	
	閣僚会議	上記最高裁の検討状況等を踏まえつつ、司法修習の更なる充実に向けた司法修習の在り方について検討		2年以内	

法曹養成制度の在り方



## 法曹養成制度改革の推進について

平成25年7月16日  
法曹養成制度関係閣僚会議決定

## はじめに

本閣僚会議は、司法制度改革によって導入された新しい法曹養成制度について様々な課題が指摘されていることから、その在り方について、法曹養成制度検討会議の意見等も踏まえて検討を行ったものである。

本閣僚会議は、法曹養成制度検討会議取りまとめの内容を是認し、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度を維持しつつ、質・量ともに豊かな法曹を養成していくために、政府として、講ずべき措置の内容及び時期を示すものである。

## 第1 今後の検討体制

内閣に閣僚会議で構成する会議体（以下「閣僚会議」という。）を設置し、その下に事務局を置いて、以下に述べる施策の実施をフォローアップするとともに、2年以内を目途に課題の検討を行うこととすべきである。

また、法曹養成制度改革・改善を進めていくに当たっては、政府のみでなく、最高裁判所及び日本弁護士連合会も一体となって取り組んでいく必要があることに鑑み、より良い法曹養成制度を実現するため、最高裁判所において、必要な施策を検討・実施することを期待するとともに、日本弁護士連合会においても、必要な取組を積極的に行うことを期待する。

## 第2 法曹有資格者の活動領域の在り方

法曹有資格者の活動領域については、閣僚会議の下で、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る。

## 第3 今後の法曹人口の在り方

司法試験の年間合格者数については、3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは現実性を欠くものであり、当面、このような数値目標を立てることはしないものとする。

閣僚会議の下で、法曹としての質を維持することに留意しつつ、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、あるべき法曹人口について提言をするべくその都度検討を行うこととする。

そのために、閣僚会議の下で、法曹人口についての必要な調査を行い、その結果を2年以内に公表する。また、その後も継続的に調査を実施する。

## 第4 法曹養成制度の在り方

### 1 法曹養成課程における経済的支援について

最高裁判所において、可能な限り第67期司法修習生（平成25年11月修習開始）から、次の措置を実施することが期待される。

- (1) 分野別実務修習開始に当たり現居住地から実務修習地への転居を要する者について、旅費法に準じて移転料を支給する（実務修習地に関する希望の有無を問わない。）。
- (2) 集合修習期間中、司法研修所内の寮への入寮を希望する者のうち、通所圏内に住居を有しない者については、入寮できるようにする。
- (3) 司法修習生の兼業の許可について、法の定める修習専念義務を前提に、その趣旨や司法修習の現状を踏まえ、司法修習生の中立公正性や品位を損なわないなど司法修習に支障を生じない範囲において従来への運用を緩和する。具体的には、司法修習生が休日等を用いて行う法科大学院における学生指導をはじめとする教育活動により収入を得ることを認める。

### 2 法科大学院について

- (1) 法科大学院が法曹養成の中核としての使命を果たし、それにふさわしい教育の質を確保する観点から、以下の措置を講ずる。

ア 文部科学省において、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「中教審」という。）の審議を踏まえ、1年以内に、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策を検討して結論を得た上、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。

イ 閣僚会議の下で、課題を抱える法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について、上記文部科学省の公的支援の見直し強化策をも踏まえて、1年以内に検討し、結論を得る。

法務省は、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。

また、最高裁判所においても、同様に教員派遣の見直し方策を実施することが期待される。

ウ 上記ア、イの施策を講じても一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとし、その具体的な在り方については、大学教育の特性に配慮しつつ、閣僚会議において2年以内に検討し、結論を得る。

- (2) 文部科学省において、法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院についてその先導的な取組に必要な支援を1年以内に検討して結論を得た上、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。
- (3) 文部科学省において、中教審の審議を踏まえ、法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、「共通到達度確認試験（仮称）」の早期実現を目指すとともに、こ

れを既修者にも活用できるものとしての基本設計・実施について、2年以内に検討を行う。

また、閣僚会議の下で、上記文部科学省及び中教審の検討を踏まえながら、「共通到達度確認試験（仮称）」の法律基本科目の試験について、その結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することを想定して、その制度設計・実施についての検討を2年以内に行う。

文部科学省は、これらの検討を受けて、5年以内に試行を開始することを目指して「共通到達度確認試験（仮称）」の実施準備を行う。

- (4) 文部科学省において、法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入を1年以内に検討し、実施準備を行う。

### 3 司法試験について

- (1) 法務省において、司法試験の受験回数制限につき、法科大学院修了又は予備試験合格後5年以内に5回まで受験できるよう緩和し、短答式試験の試験科目を憲法・民法・刑法の3科目に限定するために、所要の法案を1年以内に提出する。
- (2) 閣僚会議の下で、法科大学院教育との連携や、司法試験受験者の負担軽減を考慮し、司法試験の論文式試験の試験科目の削減につき、論文式試験の選択科目の廃止を含め、その在り方について、予備試験との関係に留意しつつ検討し、2年以内に結論を得る。
- (3) 閣僚会議の下で、予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度の在り方について検討し、2年以内に結論を得る。
- (4) 司法試験の具体的な方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関しては、司法試験委員会において、現状について検証・確認しつつより良い在り方を検討するべく、同委員会の下に、検討体制を整備することが期待される。

### 4 司法修習について

最高裁判所においては、司法修習生に対する導入的教育や、選択型実務修習を含め司法修習内容の更なる充実に向けた検討を行うことが期待される。

また、閣僚会議の下で、質の高い法曹を育成できるよう、法科大学院教育との連携、司法修習の実情、上記の最高裁判所における検討状況等を踏まえつつ、司法修習生に対する導入的教育や選択型実務修習の在り方を含め司法修習の更なる充実に向けて、法曹養成課程全体の中での司法修習の在り方について検討を行い、2年以内に結論を得る。





## 法曹養成制度改革推進会議の開催について

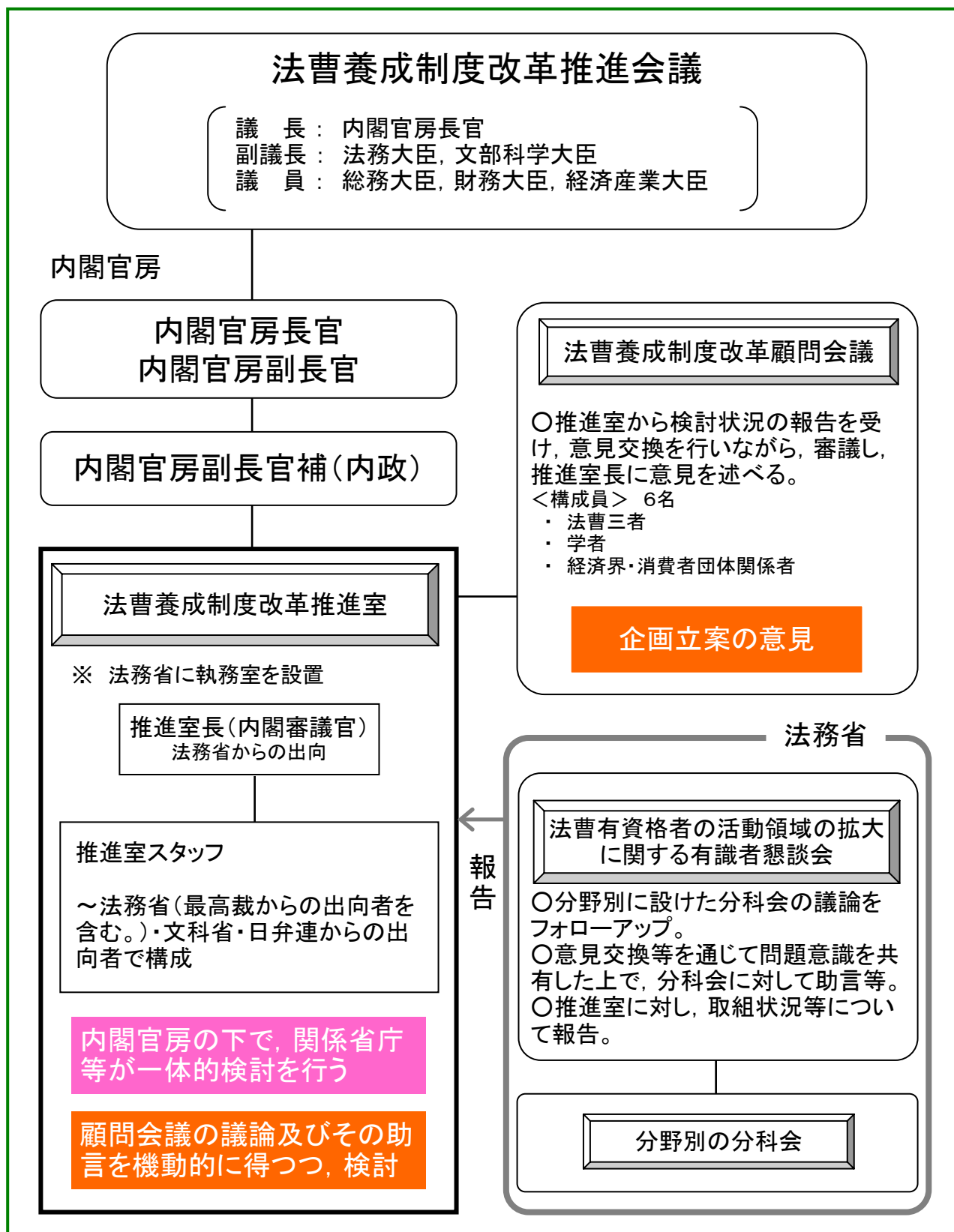
平成25年9月17日  
閣議決定

- 1 「法曹養成制度改革の推進について」（平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定）を踏まえ、法曹養成制度改革を総合的かつ強力に実行するため、法曹養成制度改革推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。
- 2 推進会議の構成員は、次のとおりとする。

議長	内閣官房長官
副議長	法務大臣及び文部科学大臣
議員	総務大臣、財務大臣及び経済産業大臣
- 3 法曹養成制度改革の推進のために講ぜられる施策に係る重要事項について検討し、意見を求めるため、推進会議の下に、法曹養成制度改革顧問会議（以下「顧問会議」という。）を開催する。
- 4 推進会議の庶務は、法務省、文部科学省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 この閣議決定は、平成27年7月15日限り、その効力を失う。
- 6 前各項に定めるもののほか、推進会議及び顧問会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

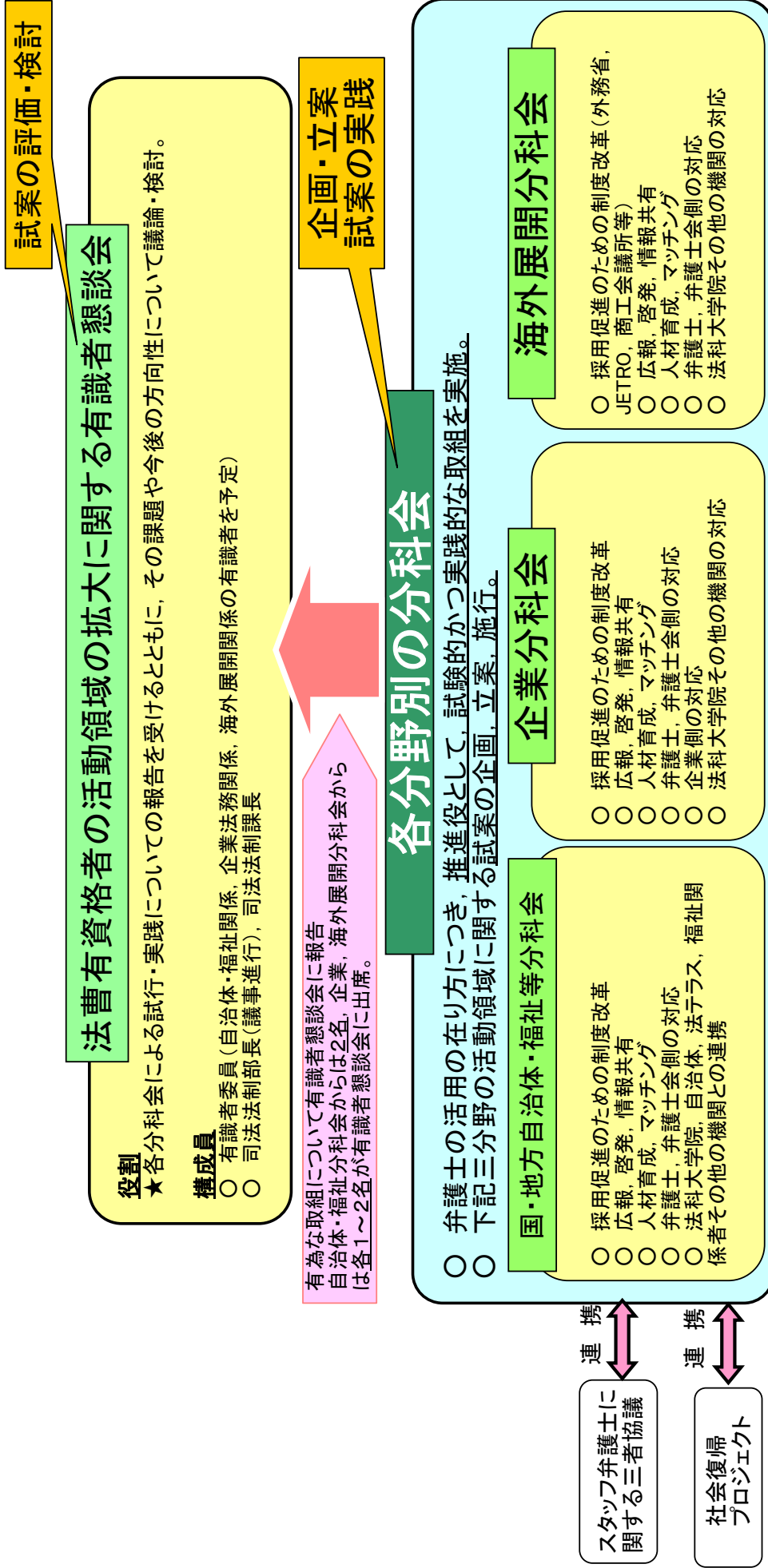


## 法曹養成制度改革の検討体制





# 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（イメージ）





## 法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた試行方策等について

### 1 弁護士・法テラス常勤弁護士派遣プロジェクト型スキーム

#### (1) 地方自治体の職員として派遣

- ・ 特に被災地自治体での採用（これまでに福島県相馬市・同県浪江町，宮城県気仙沼市・同県東松島市に法テラス常勤弁護士，岩手県山田町，宮城県石巻市に一般弁護士派遣の実績あり）を拡大すべく，10月からキャラバン実施予定

#### (2) 国・地方自治体に研修員として派遣

- ・ 法務省司法法制部（H25.5～H25.12），伊豆市（H24.12～H25.9）で法テラス常勤弁護士（スタッフ弁護士）の研修受入れ実績あり
- ・ 今後，上記の他にも研修受入れ省庁・自治体を更に拡大  
法務省矯正局・保護局，その他の省庁  
伊豆三自治体（伊豆市・伊豆の国市・函南町）合同

#### (3) 福祉関係団体における研修等

- ・ 社会福祉法人南高愛隣会（H25.1～H25.3），社会福祉法人滋賀県社会福祉事業団（H25.1～H25.6）でスタッフ弁護士の研修受入れ実績あり
- ・ 今後，上記2団体の他にも研修の受入先等を更に拡大  
社会福祉法人島根県社会福祉協議会  
和歌山県地域生活定着支援センター 等

## 2 アウトリーチによる法的需要発掘スキーム

### (1) 司法ソーシャルワーク試行プロジェクト（別紙1）

- ・ 法テラス東京法律事務所等において試行
- ・ 高齢者・障がい者等が抱えている潜在的法律問題の発見・解決

### (2) 伊豆三自治体プロジェクト（別紙2）

- ・ 伊豆の三自治体（伊豆市・伊豆の国市・函南町）に研修派遣されたスタッフ弁護士及び法テラス沼津所属のスタッフ弁護士が、地域の機関・団体等と連携して地域の法的需要を発掘

## 3 新たな領域等への積極展開スキーム

### (1) 法曹有資格者の海外派遣プロジェクト（別紙3）

- ・ 日本企業・邦人支援の方策，国際訟務案件に関する情報の調査・研究のため，法曹有資格者を東南アジア諸国に派遣（平成26年度予算要求中）
- ・ 海外展開支援総合協議会（別紙4）との連携

### (2) 企業採用促進スキーム（別紙5）

- ・ 企業内で弁護士を活用するための新たな養成形態

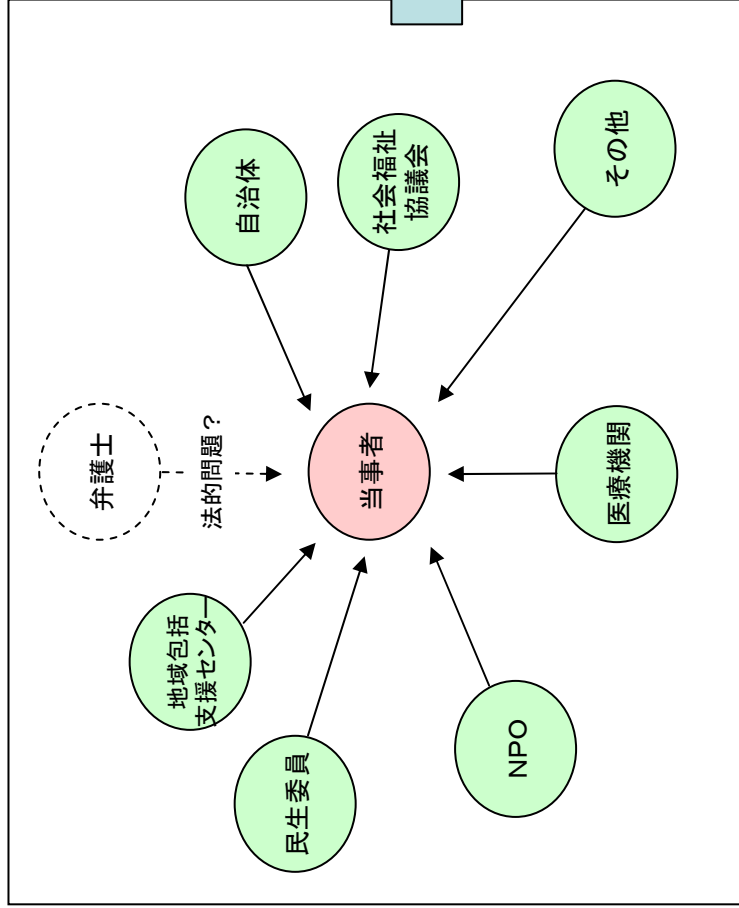


# 法テラスにおける司法ソーシャルワーク試行プロジェクト

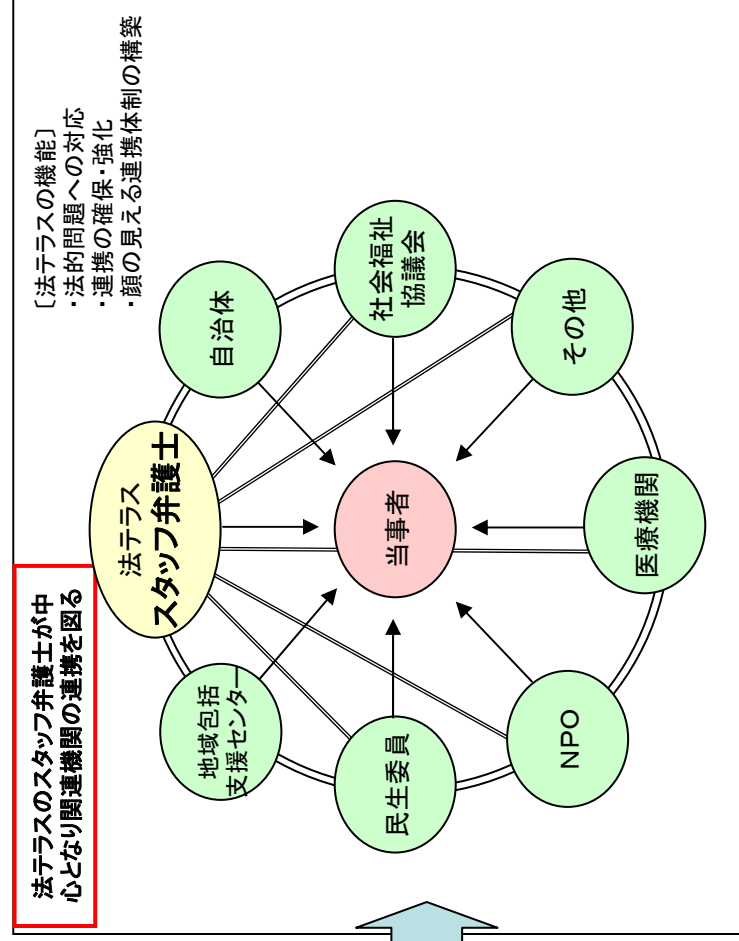
〔司法ソーシャルワーク：自ら法的援助を求めることが難しい高齢者・障がい者等に対し，法テラスと関連機関等の連携の下で支援〕

- ・ 福祉機関等との連携を強化し，これらの機関から情報を得るなどして，被援助者にアウトリーチ
- ・ 法的分野の問題点（成年後見，悪質商法被害等）については弁護士，福祉分野の問題点（生活保護申請手続等）については福祉担当者がそれぞれ担当
- ・ 全体として被援助者が社会内で自立して生活するための包括的な援助を提供

従来の支援・連携のイメージ



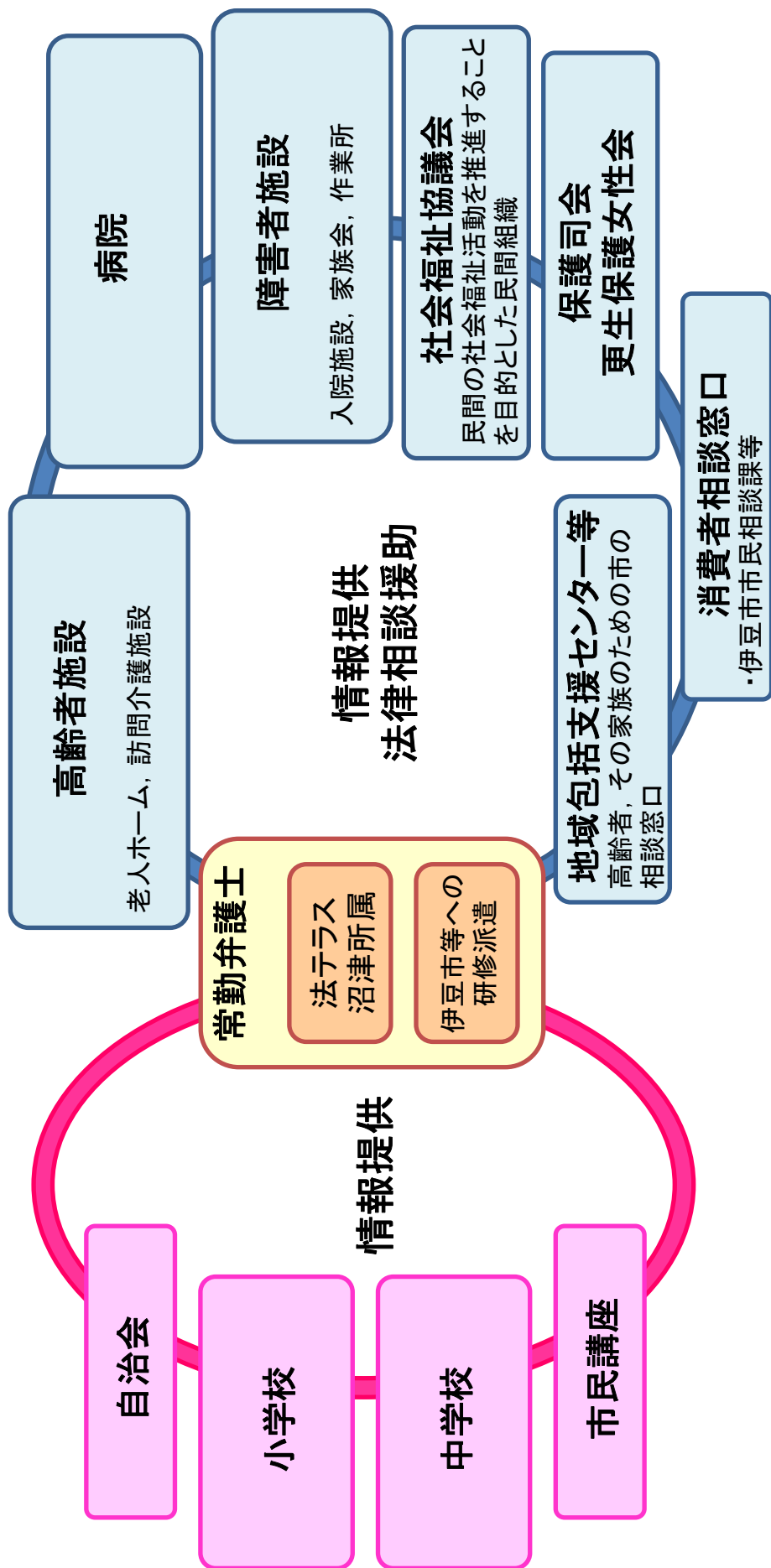
司法ソーシャルワークによる支援・連携のイメージ



- スタッフ弁護士が担い手  
→ 全国で均質なサービスの提供可能  
報酬化にならない事件への対応も可能  
関連機関との関係構築・連携にも習熟



# 伊豆版 司法ソーシャルワーク等 スキーム



- 高齢者・障害者関連施設, 相談窓口担当者等への情報提供
  - 関連機関との連携の下での法的問題の発見・解決
  - 教員や市民講座受講者等に対する情報提供
- } 司法ソーシャルワーク



グローバル化

国際的な法的問題発生リスク増

現状：これらの問題に対応可能な我が国法曹が極めて少ない

- 外国における訴訟で不当な不利益
- 現地規制の違反による制裁
- 欧米や現地の法律家に依存  
(意思疎通, 国益, 日本の事情の理解などの問題)
- 一般在外邦人のアクセス窓口不足

社会インフラとしての司法制度  
= 政府として対応する必要性

- 海外の日本企業・在外邦人を支援
- 法律家へのより容易なアクセス
- 国益に即した国際訟務案件への対応

その他の試行案

日弁連による中小企業の海外展開支援スキーム 等

海外展開を促進する方策を検討するための調査研究

- 平成26年度に法曹有資格者を東南アジア諸国に派遣予定(予算要求中)
- 従事させる調査活動
  - 法的サービスの有効活用のための方策の調査・実践
  - ニーズに即した法律専門家へのアクセスのあり方の考察・実践
  - 国際訟務案件の資料・情報の収集
  - 外国における外弁規制のあり方の検討
- 想定される報告内容
  - 1 日本企業・邦人の支援  
(現地の法制度, 日本企業・邦人の活動分野, 直面しやすいリスク, 過去の事例等)
    - 現地の状況  
我が国法曹への需要  
支援のために我が国法曹が現地でなし得る活動  
効果的な支援を行うために必要な基盤
    - 分析結果
  - 2 国際訟務案件  
過去の事案の調査・検討



## 海外展開総合支援協議会 開催要領

平成24年11月20日

### 1 目的

我が国の経済社会のグローバル化に対応するため、日本企業の戦略的かつ円滑な海外展開とその維持発展に資するよう、個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定等における我が国の法的サービス・人的資源の有効活用の在り方について、法律事務所、企業、政府等の間で情報交換及び検討を行い、その協力関係を一層強化することを目的とする。

### 2 検討課題

- (1) 日本企業の戦略的かつ円滑な海外展開を促進し、その維持発展を支えるための方策について、以下の事項に関する情報交換や検討を通じ、法律事務所、企業、政府等の関係強化
  - ア ビジネスサポートの在り方
  - イ 国際的な貿易・投資ルールの活用・策定
  - ウ その他
- (2) 弁護士・法律事務所の海外展開の促進の在り方の検討
- (3) 専門的知見を有する弁護士の育成の在り方の検討

### 3 参加機関・団体等

別紙のとおり

### 4 庶務

法務省の協力を得て、法律事務所により構成する海外業務研究会において処理する。

(別紙)

参 加 機 関・団 体 等

日本弁護士連合会

海外業務研究会

(シテューワ法律事務所, 森・濱田松本法律事務所, アンダーソン・毛利・友常法律事務所, 西村あさひ法律事務所, 長島・大野・常松法律事務所, TMI 法律事務所, 弁護士法人大江橋法律事務所)

その他の法律事務所

(渥美坂井法律事務所・外国法共同事業, 牛島総合法律事務所)

日本経済団体連合会

日本商工会議所

法務省・法務総合研究所

外務省

(オブザーバー)

最高検察庁国際分野専門委員会

経済産業省

独立行政法人日本貿易振興機構

独立行政法人中小企業基盤整備機構

以 上



## 企業における弁護士の採用促進プラン

### 【法科大学院】

- モデル校となる法科大学院を選定し、日弁連の全面的なバックアップの下、企業内で活躍できる弁護士の育成を目指し、弁護士の専門性にとって不可欠な展開・先端科目等のより充実したカリキュラムを構築
- カリキュラムを修了した者のリストを日弁連で集約し、マッチングに活用
- 法科大学院における企業内弁護士の周知、企業内弁護士の魅力を高めるための教育、広報活動等

### 司法試験合格

#### マッチング機関

#### 【入社】総合職

- 司法修習を経ずに各部署で活動
  - ～法的知識と素養の活用
  - ～法務部や顧問弁護士との連携
- 必要に応じ、司法修習を受け、終了後、弁護士登録をして社内弁護士へ。
- 弁護士法5条2項イにより企業法務経験により弁護士資格取得。(7年の期間について検討する。)
- 日弁連・弁護士会が継続研修を実施。

#### 司法研修所入所

#### マッチング機関

#### 【入社】総合職

- 司法修習終了後に総合職として入社。社員研修を経て、弁護士登録
- 採用後も日弁連・弁護士会が継続研修を実施

#### 弁護士登録

#### マッチング機関

#### 【入社】専門職

- キャリアに応じた中途採用
- 日弁連・弁護士会が継続研修

### ジェネラリスト

### 法務スペシャリスト

#### ひまわりキャリアサポートオフィス

→法曹有資格者と企業を  
引き合わせるマッチング機関

- ① WEBを活用した求人・求職情報の提供
- ② 企業向けの情報提供
- ③ 法曹有資格者向けの就職セミナー、キャリアカウンセリング
- ④ 法科大学院での展開・先端科目の履修を踏まえたマッチング  
(企業に加え、専門性のある法律事務所へのマッチングも含む) など

◆第66期(平成25年末司法修習終了)、第67期(平成25年司法修習開始)に対応するため、平成25年中に運用を開始する。

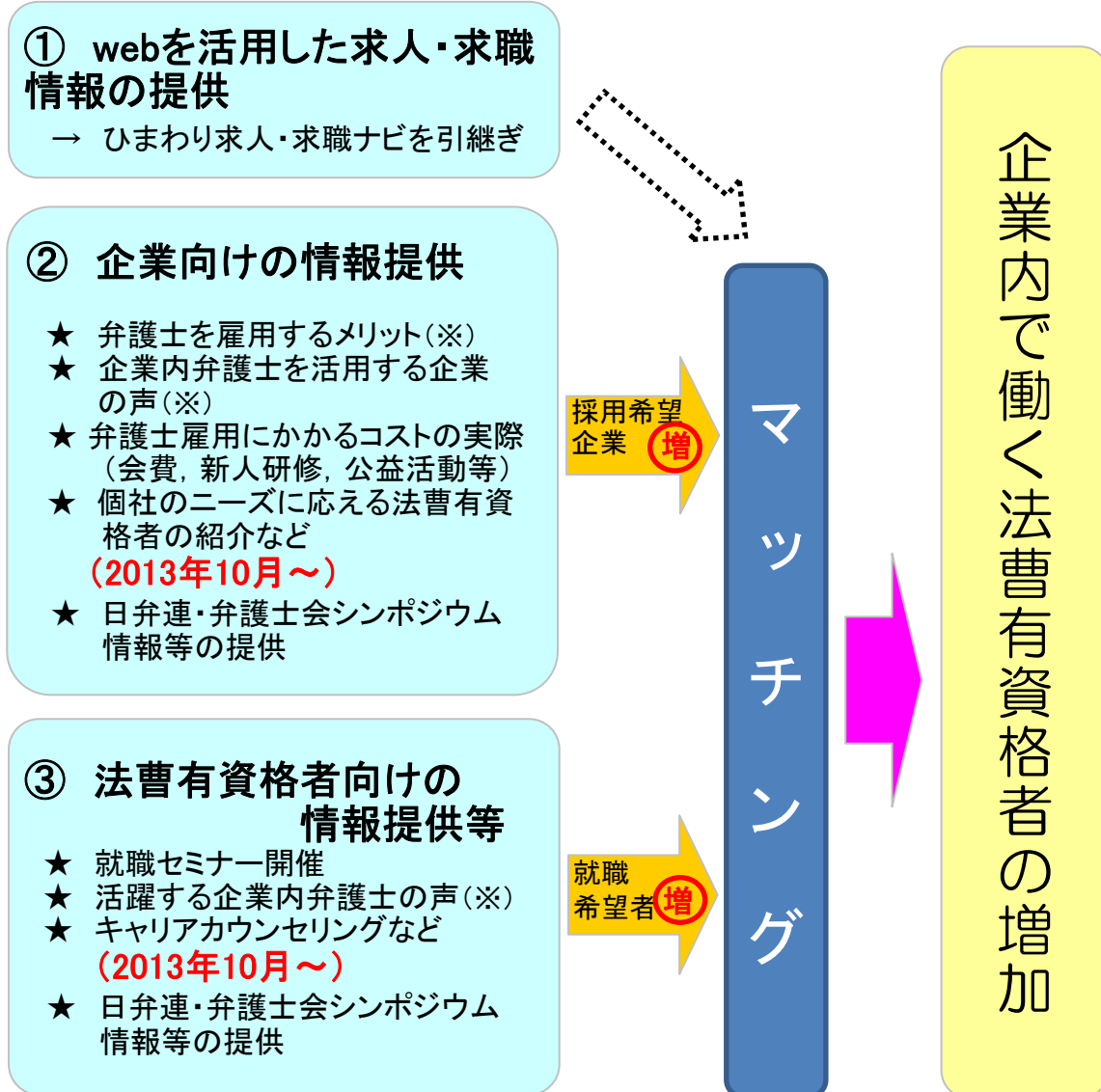
企業等が、大手法律事務所等と対抗できる有力な活動領域となるようサポート



## ひまわりキャリアサポートオフィス(仮称)設置事業(イメージ)

### 法曹有資格者と企業を引き合わせるマッチング機関をつくる

- ① webを活用した求人・求職情報の提供
- ② 企業向けの情報提供
- ③ 法曹有資格者向けの就職セミナー、キャリアカウンセリングなど



### 分科会での具体的取組

- キャリアサポートオフィスの組織体制の検討(2013年10月～) → 設置
- 広報ツール(②③(※))の作成(2013年10月～)
- マッチングの試行(2014年1月～)  
「お試し」採用(1年～数年単位の契約社員)含め実施



# 弁護士・修習生 求人求職情報提供システム ひまわり求人求職ナビ

日本弁護士連合会は、新たに全国共通の弁護士・修習生求人求職情報提供システム「ひまわり求人求職ナビ」の運用を開始しました。

「ひまわり求人求職ナビ」は、司法修習生の求職や、経験弁護士の（法律事務所、任期付公務員、企業などへの）転職に関するニーズに対応するために、法律事務所、企業及び官公庁等の「求人情報」と弁護士及び司法修習生の「求職情報」を日弁連のホームページに掲載し、求人活動・求職活動を両面からサポートするシステムです。



日弁連 HP 「ひまわり求人求職ナビ」

にアクセスして下さい

ご利用方法など詳細は裏面をご覧ください

本システムについてのお問い合わせ先  
日弁連事務局 業務部業務第一課  
TEL:03-3580-9826  
Mail: himawari-navi@nichibenren.or.jp

# ひまわり求人求職ナビは 企業等の採用担当者の こんなお悩みを解決します



社内コンプライアンスが重要と言われる昨今、社内弁護士の採用、  
増強が急務なのだが…



## 求人情報の掲載 (無料!)

「ひまわり求人求職ナビ」は全国の経験弁護士、修習生への求人が行えます。経験弁護士、修習生に対する求人情報を掲載し、企業等が求める人材の採用活動を効率的に行うことができます。

求める人材を探すためには、時間も手間も費用もかかる…



## 求職情報の閲覧・検索・オファー機能 (無料!)

求人情報の登録をして頂くと求職情報の閲覧ができます。(求人情報掲載時に通知するID、パスワードの入力が必要です。)

企業等が求める人材の諸条件(修習期(=経験年数)、取扱業務など複数項目)を入力できる検索機能があり、企業等が求める人材を検索し、候補者を容易に絞ることができますので、時間や費用をかけず効率的な採用活動を行うことができます。また、連絡をとりたい求職者宛に、オファーメール(スカウトメール)を送ることができます。



## その他の機能 ご登録方法等について

Q. 異なる採用条件での求人がある場合には、どのように登録するのですか。

A. 採用条件が同一であれば一つの求人情報として登録することができますが、異なる採用条件の場合にはそれぞれ別個の求人情報として登録してください。

Q. 求人情報登録と同時に公開されるのですか。

A. 管理者である日弁連の一定の審査を経て公開されますので、公開までに時間を要する場合があります。

Q. 情報を変更又は抹消したい場合には、どうすればよいのですか。

A. 情報掲載時に、登録された採用担当者 e-mail アドレス宛に掲載通知メールが発信されます。同メールには、掲載情報の変更や抹消のためのID・パスワードが記載されていますので、そのID・パスワードで変更・抹消画面にアクセスしてください。

Q. 登録時に掲載期間を指定する必要があるようですが、延長したい場合にはどうすればよいのですか。

A. 掲載後に上記ID・パスワードで変更画面にアクセスし、掲載期間の変更申請を行ってください。

Q. 弁護士や修習生の求職情報はどのような企業・団体でも閲覧できるのですか。

A. 上記ID・パスワードによる認証が必要ですので、求人情報を掲載した企業・団体等以外は閲覧できません。

Q. 氏名や連絡先が非公開となっている求職者(弁護士・修習生)に連絡を取りたい場合にはどうすればよいのですか。

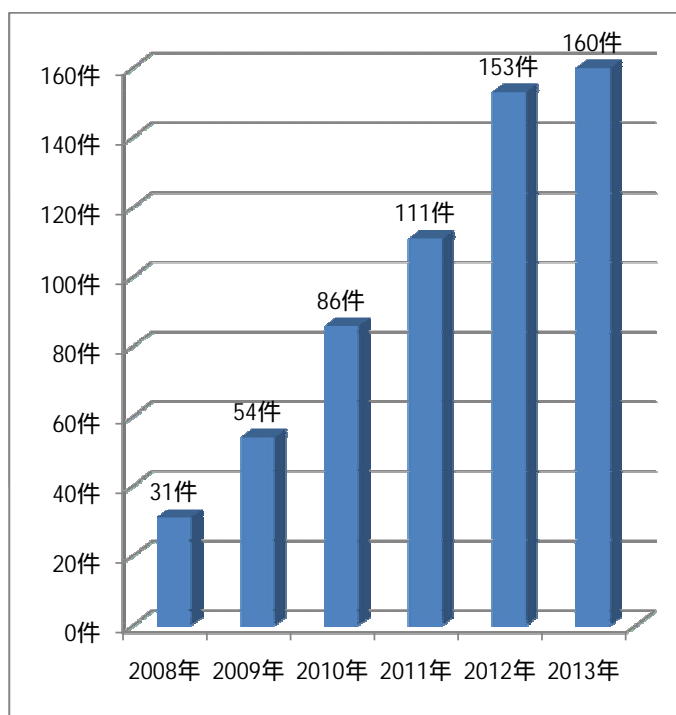
A. システムに用意されている「オファーボタン」を利用することにより、該当者に e-mail を送ることができます。

## ひまわり求人求職ナビの運用状況について(企業・団体)

2013.10.17 現在

## (1) 登録申請件数の推移

2008年	31件
2009年	54件
2010年	86件
2011年	111件
2012年	153件
2013年	160件



2008年については8月(運用開始)から12月末日まで、2013年については10月17日までの集計となります。

企業が参加できる弁護士の就職説明会 開催・開催予定状況(今年度67期向け、日弁連調べ)

開催地域	東京
日時	2013年10月14日(月)11:00~16:30
主催団体	東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会主催, (日本弁護士連合会・関東弁護士会連合会 共催) <b>今年度・昨年度実施状況(別紙)</b>

開催地域	大阪
日時	2013年12月14日(土)10:00~12:30, 13:30~16:00
主催団体	大阪弁護士会

開催地域	京都
日時	2014年7月ごろ(予定)
主催団体	京都弁護士会

開催地域	兵庫
日時	2013年12月5日(木)18:00~20:00
主催団体	

開催地域	愛知
日時	2014年3月ごろおよび8月ごろ
主催団体	

開催地域	岡山
日時	2014年2月1日(土)13:00~15:00ごろ
主催団体	

上記のほか、神奈川、広島、福岡でも開催が検討されている。



## 東京三弁護士会就職合同説明会の実施状況

## 第66期司法修習生対象

日時 2012年10月27日(土) 11:00～16:30

会場：都立産業貿易センター4階・5階展示ホール

## 【来場者数】

事前予約：1,162名(昨年度1,187名)

来場者数：929名(昨年度1,076名)

## 【参加事務所・企業数】

事務所数：38(昨年度：34)

企業数：30(昨年度：29)

弁護士会数：11(昨年度：18)

全79ブース(昨年度：81)

## 【ブース平均訪問数】

事務所：3.6ブース(昨年度：4.4ブース)

企業：1.7ブース(昨年度：1.2ブース)

弁護士会：0.6ブース(昨年度：0.9ブース)

## 【面談数】

平均53.0名(昨年度：45.3名)

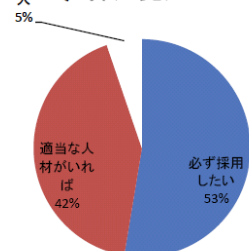
最大165名(昨年度：150名)

最小8名(昨年度：10名)

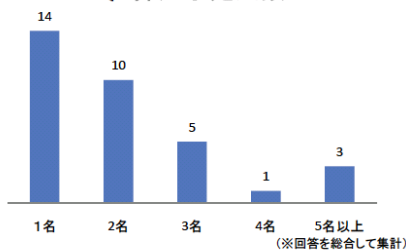
## 参考：参加事務所・企業アンケート【2012年11月現在】

## 事務所

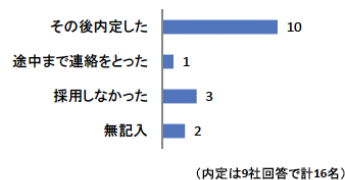
Q7.採用見通し



Q7.採用予定人数

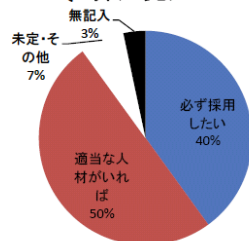


Q8.参加後のその後の経過

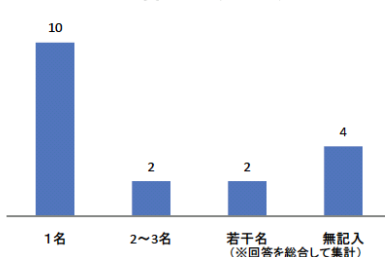


## 企業

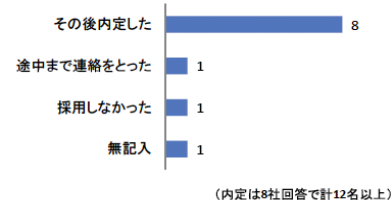
Q7.採用見通し



Q7.採用予定人数



Q8.参加後のその後の経過



第67期司法修習生対象

日時2013年10月14日(月)11:00~16:30

会場：東京都立産業貿易センター台東館 4階・5階展示室

## 【来場者数】

事前予約：1,095名(昨年度：1,162名)

来場者数：941名(昨年度：929名)

## 【参加事務所・企業数】

事務所数 48 (昨年度：38)

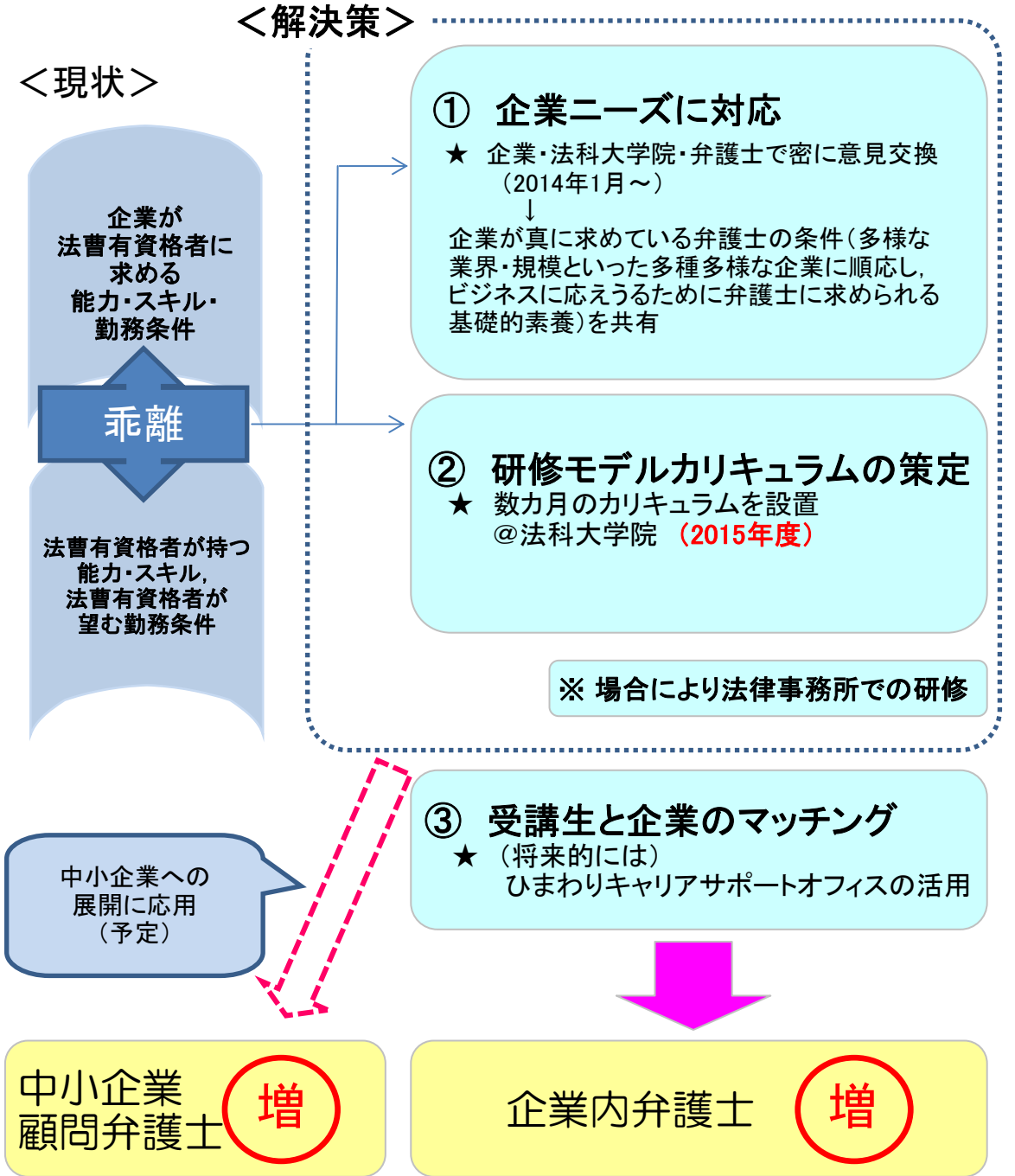
企業数 35 (昨年度：30)

弁護士会数 9 (昨年度：11)

全92ブース(昨年度：79)

企業で活躍できる法曹有資格者を養成するモデルカリキュラム策定事業  
(パイロット事業・イメージ)

①企業ニーズに対応し得る素養を有した法曹有資格者を  
②研修で養成し、  
③送り出す。





## 企業内リーガルセクションワークショップ・プログラム（2・3年）

2013・秋学期	火6
担当教員名	奥邨 弘司
設置課程	専門職学位課程
設置	法務研究科（法科大学院）

## 授業の目的と到達目標

本 WP は、企業における法務部門の活動を、実務的かつ体系的に学ぶことを目的とする。もともと、企業内で法務部門が対処する分野は幅広いため、15 回という限られた授業時間では、個々の分野に割ける時間は限られる。したがって、細かな専門知識を身につけることよりも、企業内法務の機能を俯瞰的に理解することを目標とする。

特に、各種法務課題への対処に当たって、法務部門は、単なる助言者にとどまらず、社内外のリソースを活用し、また社内関係者間の調整を進めて、最終的な意思決定につなげる役割を担っていることを理解してもらいたい。企業においては、専門的な知識の他に、戦略的思考能力、柔軟な対応能力、コミュニケーション能力などが求められることを認識して欲しい。

## 関連する科目との関係

企業内法務が対象とする分野は幅広いため、特定の科目の履修を本 WP の履修の条件・前提とはしないが、多様な法律分野について、卒業までに積極的に学んで欲しい。

なお、本 WP は、企業においてリーガル・スタッフや組織内弁護士として働くことを将来の選択肢と捉える者を念頭に授業をするが、法律事務所において企業法務の専門家を目指す者にとっても、クライアントを理解する上で役立つものと考えため、そのような視点から受講を希望する者も歓迎する。

## 授業の方法

講義と演習を適宜組み合わせる授業を行う。受講者は、指示に応じ、事前に配付された資料を検討した上で、授業に臨むことが求められる。また、受講者に発言の機会が与えられる場合は、積極的な参加が求められる。

本 WP では、担当教員による講義の他に、企業法務実務担当者の団体である経営法友会（<http://www.keieihoyukai.jp/>）の協力を得て、各種企業の法務部門から講師を招き、企業法務の実際について学ぶ機会を積極的に設けることを特色とする。

また、実際に企業の法務部門を訪れ、その実際を感じてもらおうと共に、若手法務スタッフと意見交換を行う場を持つことも予定している（変更の可能性もあり）。

## 教材

担当教員による回は、担当教員作成の資料による。ゲスト講師による回は、ゲスト講師作成の資料による。参考書は、授業時に適宜紹介する。

## 授業内容（予定）

第1回	9月24日	企業内法務総論（1） 企業内法務とは	奥邨
第2回	10月 1日	企業内法務総論（2） 企業内法務の歴史・現状	奥邨
第3回	10月 8日	企業内法務総論（3） 企業内法務の組織・体制・キャリアパス	奥邨
第4回 ★	10月15日	企業内法務が求める人材、企業内法務と社外 弁護士 企業内法務に求められる人材像	ゲスト講師
第5回 ★	10月22日	臨床（トラブル対応）法務の実際 事例を踏まえた解説	ゲスト講師
第6回 ★	10月29日	契約法務の実際 事例を踏まえた解説	ゲスト講師
第7回	11月 5日	契約法務演習（1） 機密保持契約などを題材に契約法務業 務を体験する	奥邨
第8回	11月12日	契約法務演習（2） 続き	奥邨
第9回	11月26日	企業訪問（予定） 都内企業の法務部門を訪問・職場見学	調整中
第10回 ★	12月 3日	予防法務・コンプライアンスの実際 事例を踏まえた解説	ゲスト講師
第11回 ★	12月10日	戦略法務・政策法務の実際 事例を踏まえた解説	ゲスト講師
第12回 ★	12月17日	組織法務の実際 事例を踏まえた解説	ゲスト講師
第13回	12月24日	予防法務・コンプライアンス演習 社内啓発資料の作成を体験	奥邨
第14回 ★	1月 7日	組織内弁護士の実際 事例を踏まえた解説	ゲスト講師
第15回	1月21日	総括講義・質疑応答	奥邨
第16回		レポート作成	

★はゲスト講師ご担当の回（日程は予定で、ご都合によって変更あり）

## 企業内リーガル・セクション WP ～狙いとカリキュラム設計の基本～

### ・ワークショップ・プログラムについて

#### ワークショップ・プログラムの特徴

- ・ 従来型の、いわば縦割りの法学教育体系を横に貫くとともに、総合化することを目指し、複数の主要な実務分野ごとに横断的に組み上げたプログラムです。
- ・ 個別の法分野ごとに修得された知見を、各実務分野における具体的な問題解決に際してどのように活用するのかについて体験的に学習します。
- ・ 実務と理論との架橋を図るために、基本的に実務家教員と研究者教員とが共同して担当し、受講生と担当教員が双方向・多方向的に活発な議論を行います。
- ・ ワorkshop・プログラムの教育理念を実現するために、国際的かつ先端のゲストスピーカーの招聘を広く実施しています。

慶應義塾大学法科大学院 Web サイトより

### ・企業「内」法務という用語

企業法務が一般的であろうが、ロースクール（LS）の学生にとっては、弁護士事務所における企業法務案件と混同するおそれがあるので、敢えて、企業「内」法務とする

### ・狙い

企業内法務の実際を知ってもらうことで、進路の選択肢の一つとして、企業内法務を積極的に検討する学生を増やしたい

LS生にとって、LSのカリキュラムそのものや実務家教員の指導によって、法曹三者の具体的な働きかた、求められる能力は、比較的イメージしやすいものと思われる。そこで、それには及ばないまでも、このWPを通じて、企業内法務における働き方、求められる能力などについて、少しでも伝えたい。

### ・カリキュラム設計のベース

カリキュラムの基本的なベースは、企業が法務部門に新入社員を受け入れた際の、新人研修。一般的には、法務部門の位置づけ、役割、責任を説明した後、法務スタッフに求められる能力を示し（以上総論）、その後、当該企業にとっての重点法分野の基礎知識および社内ルールなどを講義していく（各論）のが、大きな流れと思われるので、それをベースとする。

ただ、全く社会人経験のない受講生も多いことから、企業で働くとは何か、に関する入社時研修的な内容も取り込む。一方で、法学部卒の新入社員を前提とした、民商法の基本的な解説などは、LS生であることを考えて省略し、より実践的な内容を盛り込む（もっとも、知識を教授するのではなくて、実務を感じてもらうことを主眼とする）

上記を踏まえ、担当教員は、新入社員を受け入れた先輩社員（課長から係長相当）の視点で受講生と接し、本WPにふさわしい教育効果を狙う

### ・講義のレベル

ゲスト講師には、法務部門に配属された新入社員を念頭に置いてもらうように依頼。もちろん、司法試験科目については、法学部卒業直後の新人よりも広く深い知識を

持つが、それ以外の法分野は同等と想定。

社会人経験のない者が多いため、特に、会社の仕組みや組織としての仕事などについては、新入社員研修を受けた新人よりも理解していないと想定。(この点については、担当教員から事前に説明を行うが、基本的な理解に留まることを、ゲスト講師にはご理解願う。)

・担当教員とゲスト講師の役割分担

担当教員・・・授業全般の運営、ゲスト講師担当回以外の講義、ゲスト講師との連絡・調整、課題出題・評価、成績評価、学生対応

ゲスト講師・・・担当回の講義、質疑応答

ゲスト講師の講義の間での、必要な重複、不要な重複は、担当教員が調整する

担当教員の講義とゲスト講師の講義をバランスよく配置する

・ゲスト講師の講義内容

企業内における法務業務を、例えば

臨床(トラブル対応)法務、契約法務、予防法務、コンプライアンス、組織(機関)法務、戦略法務、政策法務

などの類型に大括りし、各々について、ゲスト講師から実務を踏まえたテーマ・トピックについて講義を行ってもらう

企業内法務の現状を考えれば、まず予防法務やコンプライアンスから始めるべきであろうが、LS生への親和性を考慮して、臨床法務、契約法務から始める。

各類型内で、どのようなテーマ・トピックを取り上げるかは、ゲスト講師の得意とするところを前提に、担当教員と事前にメールなどで相談して決定する

時間的な限度もあるため、細かな知識の教授に主眼を置くのではなくて、実務で求められるものは何か、を解説することを狙いとする

質疑応答時間を長めにとって、学生たちの積極的な発言を求めたい

なお、講義形式に限らず、ソクラティック・メソッド形式、演習形式、いずれでも、学修効果の上がる形式を、講師・担当教員相談の上、選択する

・ゲスト講師担当回の大まかな進行

- ① 担当教員による導入・ゲスト講師紹介(5分程度)
- ② ゲスト講師から会社や所属法務部門の組織や業務について紹介(10分程度)
- ③ ゲスト講師から当日のテーマについて講義(50分程度)
- ④ ゲスト講師との質疑応答・ディスカッション(20分程度)
- ⑤ 担当教員による簡単なまとめ・連絡(5分程度)

以上



## 女性企業家と協働する女性弁護士プラットフォーム事業(イメージ)

## 女性企業家と女性弁護士グループが協働

- ① 気軽に協働できる関係づくり
- ② セミナーの実施
- ③ 企業と顧問弁護士, 企業内弁護士のマッチングなど

## ① 気軽に協働できる関係づくり

- ★ 懇談会
- ★ 法律相談会
- ★ SNSを活用した情報交換など  
(2013年10月～)

## ② セミナーの実施

- ～ 企業経営にまつわる法的問題
- ★ 会計・税務(他士業との連携も)
- ★ 従業員の雇用と労働問題
- ★ 特許・商標・著作権
- ★ 海外取引, 海外進出など  
(2013年10月～)

弁護士ニーズの  
広がり

## ③ マッチング

- ★ 顧問弁護士, 企業内弁護士のニーズへの対応

企業家と協働する法曹有資格者の増加

## 女性弁護士の多様な働き方を応援・女性弁護士の活用

ex.

- 育児休業明けの女性弁護士の復職機会提供
- 育児中のパートタイム勤務の機会提供(顧問弁護士・企業内弁護士)